

令和7年
岩手県教育委員会定例会
7 月

岩 手 県 教 育 委 員 会

令和7年7月 岩手県教育委員会定例会議事日程

令和7年7月22日（火）午後1時30分

第1 会期決定の件

第2 事務報告1 令和7年6月県議会定例会の概要について

（教育企画室）

第3 事務報告2 令和7年度 高校魅力化に係る取組について

（学校教育室）

第4 議案第9号 岩手県立美術館協議会委員の任命及び解任に関し議決を求めることについて

（生涯学習文化財課）

閉会

事務報告 1

令和 7 年 6 月県議会定例会の概要について

令和 7 年 6 月県議会定例会が開催されましたので、概要について別紙のとおり報告します。

令和 7 年 7 月 22 日

令和7年6月県議会定例会の概要について

6月県議会定例会の概要は、次のとおりであった。

1 日 程

6月20日（金）	本会議（招集、議案等の提案）
6月26日（木）～7月1日（火）	本会議（一般質問、質疑、委員会付託）
7月2日（水）	常任委員会
7月4日（金）	本会議（常任委員会委員長報告、質疑、採決）

2 一般質問

(1) 会派別一般質問議員数（12人）

希望いわて	4人	いわて県民クラブ・無所属の会	1人
自由民主党	4人	公明党	1人
いわて新政会	1人	無所属	1人

(2) 一般質問（教育委員会関係：9人）

次の議員から質問があり、知事及び教育長が答弁した。

● 関根 敏伸 議員 4件

ア 再発防止「岩手モデル」について

- (ア) 岩手モデル策定に係る事実関係の整理とモデルの評価について
- (イ) 調査検証委員会設置に係る県の対応方針について
- (ウ) 岩手モデルを推進するための取組状況と定期的な見直し作業について
 - a 岩手モデルの取組状況とこころの相談室の機能について

 b 岩手モデルの定期的な見直し作業について

● 軽石 義則 議員 1件

ア 産業人材育成について

- (ア) 専門高校における産業人材の育成について

● 柳村 一 議員 3件

- ア 復興の現状と中長期的に取り組むべき課題について
 - (ア) 被災した子供たちの心のケアについて
- イ 教員の働き方改革の推進について

(ア) 「残業代ゼロ」の構造的課題の解消について

(イ) 教員志望者の確保について

● **ハクセル 美穂子 議員 2件**

ア ジェンダーギャップの解消について

(ア) 全国高校生マイプロジェクトアワードについて

(イ) 全国高校生マイプロジェクトアワードとの連携について

● **福井 せいじ 議員 5件**

ア 県立高等学校教育の在り方について

(ア) 高等学校費に係る基準財政需要額と一般財源負担額の乖離について

a 乖離額が拡大している原因について

b 縮小していくための取組について

(イ) 専門学科の再編について

(ウ) 配置の考え方について

(エ) 普通科の再編統合について

● **千葉 秀幸 議員 9件**

ア 教育振興について

(ア) 県立高校の適正配置について

a 校舎制の見直しについて

b 今後の方向性について

(イ) 県南工業高校について

a 長期ビジョンとの関連について

b 学級数の規模について

c 寮整備について

d 今後の統合に向けた市町村との連携について

(ウ) 県立高校入試制度の見直しについて

a 制度の見直しに対する評価について

b 新たな入試制度の課題について

c 今後の方向性について

● **鈴木 あきこ 議員 3件**

ア 子ども子育て支援について

(ア) 幼児教育アドバイザーの増員について

イ 無形民俗文化財について

(ア) 無形民俗文化財の保護について

ウ 犯罪への対策と被害者支援について

(ア) 犯罪への対策について

a 児童への自分を守る教育について

● **小林 正信 議員 4件**

ア 東日本大震災津波からの復興について

(ア) 県立高田高校の国際化の取組について

イ 教育施策について

(ア) フリースクール等への支援について

(イ) スクールソーシャルワーカーの充実について

(ウ) 教育予算の確保について

● **田中 辰也 議員 6件**

ア 地域の将来を担う人材育成について

(ア) 県立高校の新たな再編計画策定について

(イ) 生まれ育った地域で教育を受けられる環境の整備について

a 中高一貫教育校の設置等について

b 県立福岡高校の改築について

c 地域の状況を踏まえた部活動の環境整備について

d 郷土愛を育む教育の推進について

e 教育振興運動の改革について

3 文教委員会【7月2日（水）】

(1) 議案の審議

ア 議案第1号「令和7年度岩手県一般会計補正予算（第2号）第1条 第2項 第1表 歳入歳出予算補正中 歳出 第10款 教育費 第4項 高等学校費」について、教育企画室長から提案理由の説明を行った。

(ア) 質問等

斉藤信委員から、奨学のための給付金支給事業及び高校生等臨時支援事業費の対象者等について質問があり、関係室課長等が答弁した。

(イ) 採決

原案どおり可決された。

イ 議案第10号「岩手県立学校設置条例の一部を改正する条例」について、特別支援教育課長から提案理由の説明を行った。

(ア) 質問等

小西和子委員及び斉藤信委員から、二戸北星支援学校の生徒数及び教員数、通学手段、校舎の整備等について質問があり、関係室課長等が答弁した。

(イ) 採決

原案どおり可決された。

ウ 議案第11号「野外活動センター条例の一部を改正する条例」について、生涯学習文化財課総括課長から提案理由の説明を行った。

(ア) 質問等

斉藤信委員から、野外活動センターの利用状況、研修業務委託の状況、指定管理制度導入に伴う課題等について質問があり、教育長及び関係室課長等が答弁した。

(イ) 採決

原案どおり可決された。

(2) 請願の審議

ア 請願第35号「盛岡一高バレーボール部に関わる調査検証委員会設置についての請願」について、審査が行われた。

(ア) 質問等

関根敏伸委員、小西和子委員、工藤大輔委員、飯澤匡委員、斉藤信委員から、再発防止「岩手モデル」の取組状況、高裁判決における認定事実、

調査検証委員会の設置等について質問等があり、教育長及び関係室課長等が答弁した。

(イ) 採決

請願は採択された。

(3) その他（この際発言）

ア 「岩手県立 盛岡地区 統合新設校 体育館 新築工事に係る進捗状況について」、教育企画室長から報告を行った。

(ア) 質問等

工藤大輔委員、飯澤匡委員及び斉藤信委員から、矢巾町との協議内容、工事請負業者との損害賠償に係る協議状況、南昌みらい高校における体育館使用状況等について質問があり、教育長及び関係室課長が答弁した。

イ 上記の他、小西和子委員、工藤大輔委員、飯澤匡委員及び斉藤信委員から、給特法改正に向けた対応、県立高校への医系コース設置、県立高等学校教育の在り方～長期ビジョン～等について質問があり、教育長及び関係室課長が答弁した。

※ 議員毎の件数は項目数であり、同一項目の関連質問は含んでいないため、件数と答弁実績数は一致していないこと。

事務報告 2

令和 7 年度 高校魅力化に係る取組について

令和 7 年度高校魅力化に係る取組について、別紙のとおり報告いたします。

令和 7 年 7 月 22 日

令和7年度 高校魅力化に係る取組について

1 いわて高校魅力化推進事業（協働体制推進事業）の概要

高校魅力化に取り組む民間団体との協働による高校魅力化及び小規模校の維持に向けて、魅力化アドバイザー等を配置し、市町村による地域連携コーディネーターの配置を促進し、育成や活動支援を図るとともに、県立高校と市町村等関係機関との協働体制の円滑な運営を確立するもの。

2 3か年事業における目標

目標	内容	メインサポーター
「いわて留学」に取り組みやすい環境づくり	- 市町村の地域連携コーディネーター（以下「CN」という。）の配置を促進 - 主に市町村のCN育成に係る取組支援	地域・教育魅力化プラットフォーム（以下「PF」という。）
探究共創事業の自走化に向けた支援	- 県立高校の探究的な学びを促進 - 主にCNの活動に係る取組支援	魅力化アドバイザー（以下「AD」という。）

3 令和7年度の事業内容

- | | | |
|---------------------|-----------------|--------------------------|
| (1) CNに係る取組支援 | (2) いわて留学フェアの開催 | (3) いわて留学セミナーの開催 |
| (4) 「いわて留学」に関する取組支援 | (5) 探究共創交流会開催 | (6) 探究共創交流会に参加する高校への取組支援 |

4 事業内容の具体

- (1) 委託の概要
委託先 一般財団法人 地域・教育魅力化プラットフォーム

- (2) 魅力化アドバイザーの配置
小野寺 綾 氏 （認定NPO法人カタリバ所属）

- (3) CNに係る取組支援（重点推進校：沼宮内、山田、西和賀、住田） 委託

協力校	選定の根拠	CNに関する現況	支援の方向性	メインサポーター	支援方法（回数）
沼宮内	R5より2年間、県がCNを配置	R7から町がCNを配置	CNの資質向上と地域内外との連携強化の取組	AD	訪問（年5回）
山田		町による配置なし	町が行うCNの採用や「いわて留学」に関する取組（PF代表理事 岩本 悠 氏の訪問）	PF	訪問（年1回） R7.11.1(土)
西和賀					
住田	町によるCNの複数人配置の実績有	校内におけるコーディネート業務及び生徒募集	学校等におけるコーディネート業務（探究学習等の企画等）の取組	AD	訪問（年3回）

- (4) いわて留学フェアの開催（R7.7～10月、2・3回程度の実施を想定） 委託
- ・PFが主催する「地域みらい留学」に係るオンラインによる説明会において岩手県立高校限定の日時を設定するもの。
 - ・第1回いわて留学フェア（いわて留学オンライン説明会）7月5日（土）13:30～14:15

- (5) いわて留学セミナーの開催（開催日 R7.10.31 場所 サンセール盛岡） 委託

対 象	メイン サポーター	内 容
市町村担当者	PF	・ 県外募集の先進事例、好事例の共有（PF 代表岩本悠氏及び PF 担当者による講演） ・ 県内の取組事例発表 2つの自治体を予定 ・ CN 導入講座 ・ 地域みらい留学への参画を考えている自治体への説明会 等

- (6) 「いわて留学」に関する取組支援 委託

対象	メイン サポーター	支援方法	支援の内容
西和賀町	PF	訪問	CN の配置に係る取組
岩泉町			CN の配置に係る取組
葛巻町			CN の配置に係る取組
住田町			CN の効果的な連携の取組

- (7) 探究共創交流会開催 R7 交流指定校

地 区	学校（16校）	メイン サポーター	交流会の具体等
盛 岡	盛岡第二、盛岡第四、盛岡北、 <u>沼宮内</u>	AD	・ 日時 8月1日（金）10:30～15:00 会場 岩手大学 ・ 探究共創事業対象50校のうち16校が参加 重点推進校を含む、専門高校中心、3か年で1回の参加 ・ 各校の学びの手法やアイデア等について情報交換実施 ・ 交流会以降の各校の連携強化やADとの関係構築を図る ・ マイプロジェクトアワード岩手 Summit への参加のきっかけづくり
中 部	花巻農業、花北青雲、 <u>西和賀</u>		
県 南	水沢農業、水沢工業、水沢商業、杜陵奥州校		
沿岸南部	<u>住田</u>		
宮 古	<u>山田</u> 、宮古北		
県 北	種市、大野		

- (8) 探究共創交流会に参加する県立高校への取組支援 委託

対象校	メイン サポーター	支援の方法（回数等）
ADによる訪問支援のある沼宮内、住田、山田を除く13校	AD	訪問支援（年1回）／オンライン支援（年1回）／メール等による支援（随時）

議案第 9 号

岩手県立美術館協議会委員の任命及び解任に関し議決を求めることについて

次のとおり岩手県立美術館協議会委員の任命及び解任をすることについて、議決を求める。

1 任命（令和 7 年 8 月 1 日付）

職 名 等	氏 名
盛岡市立太田小学校校長	三 上 瑞 穂
盛岡市立下橋中学校校長	熊 谷 治 久
株式会社岩手日報社編集局文化部次長	八重樫 慎之介
公益社団法人日本青年会議所東北地区岩手ブロック協議会会長	山 内 圭 介

2 解任（令和 7 年 7 月 31 日付）

氏 名	任 命 年 月 日	解 任 理 由
内 田 留美子	令和 6 年 8 月 1 日	辞任の申し出があったため
泉 澤 毅	令和 6 年 8 月 1 日	辞任の申し出があったため
志 田 芽衣子	令和 5 年 8 月 1 日	辞任の申し出があったため
中 野 圭	令和 6 年 3 月 1 日	辞任の申し出があったため

令和 7 年 7 月 22 日提出

岩手県教育委員会教育長 佐 藤 一 男

理由

岩手県立美術館協議会委員の任命及び解任をしようとするものである。これが、この議案を提出する理由である。

岩手県立美術館協議会委員 新旧対照表(案)

委員任期:令和6年3月1日～令和8年2月28日

委員任期(美術館友の会1名):令和7年3月1日～令和9年2月28日

No.	選出区分		推薦団体	現委員		※年齢は令和7年8月1日時点				新委員 (案)		※年齢は令和7年8月1日現在			
				職名等(就任時)	氏 名	年齢	性別	居住地	年数	職名等	氏 名	年齢	性別	居住地	年数
1	学校教育関係者	小学校	岩手県小学校長会	盛岡市立山王小学校校長	内田 留美子	59	女	盛岡市	1	盛岡市立太田小学校校長	三上 瑞穂	51	女	盛岡市	新任
2		中学校	岩手県中学校長会	盛岡市立下橋中学校校長	泉 澤 毅	61	男	盛岡市	1	盛岡市立下橋中学校校長	熊谷 治久	57	男	盛岡市	新任
3		高等学校	岩手県高等学校長協会	岩手県立南昌みらい高等学校校長	菊池 勝彦	57	男	北上市	1		変 更 な し				
4	社会教育関係者及び家庭教育の向上に資する活動を行う者		特定非営利活動法人岩手県地域婦人団体協議会	(特非)岩手県地域婦人団体協議会事務局長	梶 田 佐知子	64	女	盛岡市	5		変 更 な し				
5			(一社)岩手県PTA連合会	(一社)岩手県PTA連合会副会長	やま 山 口 真 樹	52	女	盛岡市	4		変 更 な し				
6	学識経験者		(一社)岩手県芸術文化協会	岩手芸術祭美術展現代美術部門理事 岩手デザイナー協会会員	加 村 なつえ	46	女	盛岡市	4		変 更 な し				
7			(株)岩手日報社	(株)岩手日報社編集局整理部記者	志 田 芽衣子	38	女	盛岡市	2	(株)岩手日報社編集局文化部次長	八重樫 愼之介	42	男	盛岡市	新任
8			岩手県立美術館友の会	岩手県立美術館友の会運営委員	田 中 麻 里	58	女	盛岡市	3		変 更 な し				
9			(一社)岩手県経営者協会	(株)川徳執行役員	小野寺 真貴子	51	女	盛岡市	2		変 更 な し				
10			(公財)岩手県観光協会	盛岡ターミナルビル(株)ホテルメトロポリタン盛岡マーケティング部セールスグループマネージャー	合 川 常 美	50	男	盛岡市	4		変 更 な し				
11			(公社)日本青年会議所東北地区岩手ブロック協議会	(公社)日本青年会議所東北地区岩手ブロック協議会会長	中 野 圭	39	男	大船渡市	2	(公社)日本青年会議所東北地区岩手ブロック協議会会長	やまうち 山 内 圭 介	40	男	盛岡市	新任
12			個人	一関市博物館副館長兼学芸係長	おお 大 衡 彩 織	55	女	一関市	8		変 更 な し				
13			個人	花巻市教育委員会教育部文化財課課長補佐	い 藤 真 紀 子	53	女	花巻市	8		変 更 な し				
14			個人	石神の丘美術館主任学芸員	さい 齋 藤 桃 子	47	女	岩手町	2		変 更 な し				
15			公募	県立学校教諭	やなぎ 柳 田 陽 一	56	男	花巻市	4		変 更 な し				

チェック項目	改選前	改選後
委員数【20人以内】	15人	15人
男女委員登用率【40%未満にならないこと】	男33.3% (5) : 女66.7% (10)	男40.0% (6) : 女60.0% (9)
若手委員 (50歳未満) 【25%以上】	26.7% (4/15) (※参考 平均年齢52.4歳)	26.7% (4/15) (※参考 平均年齢51.9歳)
公募による委員の数	1人	1人
在任期間8年超	なし	なし

博物館法（昭和 26 年法律第 285 号）

（博物館協議会）

第 23 条 公立博物館に、博物館協議会を置くことができる。

2 博物館協議会は、博物館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、館長に対して意見を述べる機関とする。

第 24 条 博物館協議会の委員は、地方公共団体の設置する博物館にあっては当該博物館を設置する地方公共団体の教育委員会（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第二十三条第一項の条例の定めるところにより地方公共団体の長が当該博物館の設置、管理及び廃止に関する事務を管理し、及び執行することとされている場合にあっては、当該地方公共団体の長）が、地方独立行政法人の設置する博物館にあっては当該地方独立行政法人の理事長がそれぞれ任命する。

第 25 条 博物館協議会の設置、その委員の任命の基準、定数及び任期その他博物館協議会に関し必要な事項は、地方公共団体の設置する博物館にあっては当該博物館を設置する地方公共団体の条例で、地方独立行政法人の設置する博物館にあっては当該地方独立行政法人の規程でそれぞれ定めなければならない。この場合において、委員の任命の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

美術館条例（平成 13 年条例第 52 号）

（美術館協議会）

第 10 条 博物館法（昭和 26 年法律第 285 号）第 23 条第 1 項の規定に基づき、美術館に岩手県立美術館協議会（以下「協議会」という。）を置く。

2 協議会は、委員 15 人以内で組織し、委員は、次に掲げる者のうちから任命する。

- （1）学校教育の関係者
- （2）社会教育の関係者
- （3）家庭教育の向上に資する活動を行う者
- （4）学識経験のある者

3 委員の任期は、2 年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

岩手県立美術館管理運営規則（平成 13 年教育委員会規則第 14 号）

（協議会の所掌）

第 7 条 条例第 10 条の規定による岩手県立美術館協議会（以下「協議会」という。）は、美術館長の諮問に応じ、次に掲げる事項に関し、調査審議するとともに、美術館長に対して意見を述べることができる。

- （1）美術品等の収集、保管、展示等に関すること。
- （2）美術品等の調査研究、普及活動、利用等に関すること。
- （3）その他美術館の運営に関すること。

（会長）

第 8 条 協議会に会長を置き、委員の互選とする。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員が、その職務を代理する。

（会議）

第 9 条 協議会は、会長が招集する。

2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（補則）

第 10 条 この規則の実施に関し必要な事項は、美術館長が定める。